

福島市社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）に対する運営指導及び監査についての基本的事項を定める。

(対象法人・施設)

第2条 運営指導及び監査の対象法人及び施設は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 別表1に掲げる社会福祉施設

(監査の連携)

第3条 健康福祉部長（以下「部長」という。）は、監査の統一かつ円滑な実施を図るため、健康福祉部の部長、次長、こども未来部の部長、次長、健康福祉部福祉監査課長及び監査の対象となる法人及び施設等を所管する課長（以下「所管課長」という。）で構成する連絡調整のための組織を設け、監査に係る必要な事項等を協議するものとする。

2 前項の組織の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(社会福祉法人理事長等会議の開催)

第4条 法人及び施設に対する運営指導及び監査を実効あるものにするため、部長は、社会福祉法人理事長等会議を開催するものとする。

2 前項の細部については、別に定める。

(運営指導・監査方針等)

第5条 部長は、社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要領並びに市内の法人の現状を踏まえ、毎年度当初に当該年度の法人に対する運営指導方針及び監査方針並びに重点指導事項（以下「運営指導・監査方針等」という。）を策定する。

(実施計画)

第6条 部長は、当該年度の運営指導方針・監査方針等に基づき、運営指導及び監査を開始するときまでに運営指導実施計画書及び監査実施計画を策定する。

第2章 運営指導

(運営指導の実施機関)

第7条 法人及び施設に対する運営指導は、部長が所掌し、所管課長と連携を図りながらこれを実施する。

(運営指導の実施時期及び方法)

第8条 新たに設立した法人（以下「新設法人」という。）については、設立後の早い時期に実地により指導を行うものとする。

2 新設法人が施設を設置する場合及び既設法人が新たに施設を設置する場合には、原則として、施設開所前及び開所後の早い時期に実地により指導を行うものとする。

(運営指導の手続き等)

第9条 運営指導の手続き等は、次のとおりとする。

- (1) 運営指導日数は、原則として、1日とする。
- (2) 運営指導は、原則として、福祉監査職員2名以上をもって編成する指導班が行うものとし、必要に応じて障がい福祉課、長寿福祉課、介護保険課、こども家庭課、幼稚園・保育課（以下「関係所管課」という。）職員1名以上を指導班に加え、実施するものとする。
- (3) 運営指導を行う場合、法人代表者又は施設長（以下「法人代表者等」という。）に対して、あらかじめ文書により通知し、指導に要する関係資料の提出を求めるものとする。

第3章 監査

第1節 監査の種類及び実施機関

(監査の種類)

第10条 法人及び施設に対する監査は、一般監査及び特別監査とする。

(監査の実施機関)

第11条 監査は、部長が所掌し、福祉監査課及び関係所管課がこれを実施する。

第2節 一般監査

(監査の実施回数等)

第12条 一般監査は、次のとおりとする。

- (1) 法人については、原則として、3年に1回、実地監査の方法により実施することとする。
- (2) 施設については、原則として、3年に1回、実地監査の方法により実施することとする。
ただし、児童福祉施設については、毎年1回、実地監査の方法により実施するものとする。

2 監査の結果等から、適正な施設運営が確保されていない法人及び施設に対しては、実地監査を随時実施するものとする。

(監査の手続き等)

第13条 実地監査の手続き等は、次のとおりとする。

(1) 通常監査

ア 法人及び施設に対して事前に通知を行い、法人及び施設の管理運営状況全般を対象として実施する。ただし、事前に通知することにより適切な入所者処遇の確保、運営管理体制の確立、適切な職員処遇の確保等、監査の目的が十分に達せられないおそれがある場合には、上記によらず監査開始時に文書を提示するなどの方法により実施することができるものとする。

イ 監査日数は、原則として、法人及び施設を各1日とする。

ただし、必要に応じて半日とすることができる。

ウ 監査は、原則として、福祉監査課長が指名する福祉監査職員2名以上をもって編成する監査班が行うものとし、そのうち1名については、主査相当職以上の職にある者を指名するものとする。

エ 施設等の監査については、原則、福祉監査職員が行うこととする。

ただし、必要に応じて当該施設等を所管する関係所管課職員を加えるものとする。

オ 監査資料は、福祉監査課長が指定する日までに提出するよう法人理事長等に求めるものとする。

カ 監査班の上席者は、法人及び施設の現状及び前回監査の指摘事項に対する改善状況等について、法人理事長等に説明を求めるものとする。

キ 監査班の上席者は、監査終了後、関係役職員の出席を求め、講評及び必要な指示を

行うものとする。

(2) 確認監査

ア 法人及び施設に対して事前に通知を行い、法人及び施設に対する監査指摘事項の改善状況を対象として実施する。

イ 確認監査の手続きについては、上記通常監査に準じて実施するものとする。

(監査の指摘基準)

第14条 監査等の指摘基準は、別表2のとおりとする。

(監査結果の通知及び報告)

第15条 監査結果については、文書をもって法人理事長等に対し通知するものとする。この場合において、改善を要する事項があるときについては通知し、所要の措置・改善結果を求めるものとする。

2 前項の改善を要する事項に対する改善結果報告については、通知をした日から30日以内に提出するよう法人の理事長等に求めるものとする。

3 福祉監査課長は、報告を受けた改善結果報告書の状況をその都度関係所管課長へ合議する。

4 福祉監査課長は、是正又は改善措置を終えていないと認められる事項については、所管課長への指導の依頼又は確認監査を行うものとする。

5 所管課長は、前項の規定による依頼を受けたときは、法人理事長等に対し必要な指導を行い、その結果について依頼を受けた日から2か月以内に福祉監査課長へ報告する。

第3節 特別監査

(監査の実施方法等)

第16条 特別監査は、随時、事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があると認められる法人及び施設のほか、特に必要があると認められる法人及び施設に対し、特定事項について実地監査の方法により実施することとする。

(監査の手続き等)

第17条 実地監査の手続き等は、第13条の規定に準じて実施するものとするが、監査班については、関係所管課の職員が加わるものとする。

(監査結果の通知及び報告)

第18条 監査結果の通知及び報告については、第15条の規定に準じて行うものとする。

(監査後の措置)

第19条 監査の指摘事項について、改善が図られない場合は、個々の内容に応じ、社会福祉法第56条、第57条、第58条、第71条及び第72条、老人福祉法第19条、障害者総合支援法第86条、児童福祉法第46条等の規定により改善命令等所要の措置を講ずるものとする。

第4章 運営指導及び監査の結果等

(国への報告)

第20条 部長は、福祉監査課及び関係所管課が実施した監査の取りまとめ結果について、国に報告するものとする。

(監査結果等の公表)

第21条 運営指導及び監査の結果等については、別に定めるところにより公表するものとする。

(介護保険法等に基づく実地指導等との調整)

第22条 運営指導及び監査の実施にあたっては、効率的・効果的な運営指導及び監査を行うため、介護保険法及び障害者総合支援法に基づく実地指導等との調整を図るものとする。

(要領等への委任)

第23条 運営指導及び監査に関する必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、別に定める要領による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 福島市社会福祉法人運営指導及び監査実施要綱（平成25年4月1日施行）については、廃止する。
- 3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

指導監査対象社会福祉施設

区分等（根拠法等）	施設名称等
1 老人福祉施設 （老人福祉法第5条の3）	（1）養護老人ホーム （2）特別養護老人ホーム （3）軽費老人ホーム
2 障害者支援施設 （障害者総合支援法第5条第11項）	（1）障害者支援施設
3 児童福祉施設 （児童福祉法第6条の3第10項及び第12項並びに第7条第1項）	（1）保育所 （2）母子生活支援施設 （3）認定こども園（幼保連携型） （4）小規模保育事業 （5）事業所内保育事業
4 その他の社会福祉施設 （社会福祉法第2条第2項第7号）	（1）授産施設

別表2（第14条関係）

社会福祉法人及び社会福祉施設監査における指摘基準

監査等の結果は、社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）の事務の執行及び経営に係る事業の管理を適正に行うことから、次のとおり区分するものとする。

区 分	基本的な考え方	報告の要否
文書指摘	<p>次の事項に該当する場合には、原則として文書により指摘する。</p> <p>ア 法人・施設に関する法令に違反している場合</p> <p>イ 指導監査に関する通知の最低基準に抵触している場合（ただし、口頭指摘に係るものを除く）</p> <p>ウ 毎年市が別に定める重点指導項目において要求した内容を充足していないと認められる場合（ただし、口頭指摘に係るものを除く）</p> <p>エ 定款、経理規程その他の法人の定める規則等に違反又は不備がある場合</p> <p>オ 利用者支援（処遇）に関して、人権侵害など不適正な状況が認められる場合</p> <p>カ 防災体制、衛生管理体制、事故防止体制が不適切であるため、利用者の安全の確保等に問題を生じている場合</p> <p>キ 不適切な資産管理、累積赤字の増大などにより、法人運営を総合的に勘案した場合、その適正運営に重大な懸念があると思われ、改善を求める必要があると認められる場合</p> <p>ク 経理処理の誤りなどにより、金銭上の是正措置が必要な場合</p> <p>ケ 過去の監査において継続的に指導しているにもかかわらず、改善が図られていなかった場合で、必要があると認められる場合（改善の意思が見られず、口頭指摘によっては改善が期待できないと思われる場合）</p> <p>コ 関係所管課等との協議の結果、特に文書指摘とする必要が認められる場合</p> <p>サ その他、法人の適正な運営に重大な影響を及ぼす恐れがある場合</p>	<p>当該社会福祉法人からその改善状況の報告を求めるものとする。</p>
口頭指摘	<p>次の事項に該当する場合には、口頭により指導する。</p> <p>ア 当該事実が比較的軽微な事務的な漏れや誤り等であり、それが偶発的なものと認められ、すぐに措置又は改善が可能である場合 ただし、前回監査において同様の指摘・指導を受けており、口頭指導によっては改善が期待できない場合を除く。</p> <p>イ 法令等で求められている基準等を満たしていないことについて、その原因、経過等にやむを得ない事情があると認められる場合</p> <p>ウ <u>文書指摘に該当する事実があったものの、既に改善が図られており、監査時点では特に問題がないことから、文書により改善を求める必要がないと判断される場合</u></p>	<p>改善状況の報告は求めず、次回監査の際に改善状況を確認する。</p>
助 言	<p>次の事項に該当する場合には、助言することができる。</p> <p>ア 法令または通知の違反は認められないが、法人運営に資するもの</p> <p>イ 監査調書等の着眼点に反しているとまではいえないが、利用者ニーズの尊重、多様な福祉サービスを総合的に提供する上で事業を確実、効果的かつ適正に行うため、改善が望まれるもの</p>	